

駐輪場の附置義務制度の見直し素案に関するパブリック・コメントの実施結果について

区では、放置自転車対策として、新宿区自転車等の適正利用の推進及び自転車等駐輪場の整備に関する条例（以下「条例」という。）により、商業施設等の駐輪需要を生じさせている施設の設置者に対し、駐輪場の設置を義務付ける制度（以下「附置義務制度」という。）を設けている。

しかし、附置義務制度によって設けられた駐輪場が有効に機能していない状況や対象外の共同住宅等の前に放置自転車が見られる等の課題があったことから、本制度について、より区の実態に適合した制度とするため、令和6年度に実態調査を実施し、新宿区自転車等駐輪対策協議会での議論を経て、整備台数の規模や対象施設等の見直し素案をとりまとめ、制度の見直しに必要となる条例の改正手続きを行うにあたり、パブリック・コメントを実施した。

本パブリック・コメントの実施結果を踏まえ、下記のとおり、見直し素案をもとに条例の改正を進める。

記

1 パブリック・コメントの実施結果

（1）対象

駐輪場の附置義務制度の見直し素案（資料1、資料2）

（新宿区自転車等の適正利用の推進及び自転車等駐輪場整備に関する条例の一部改正）

（2）実施期間

令和7年7月5日（土）から令和7年8月5日（火）まで

（3）意見提出者数及び意見数

意見提出者数 4名・団体、 意見数 21件

（4）意見の反映等

項目	件数
A 意見の趣旨を反映する、意見を踏まえて修正する	0件
B 意見の趣旨は区の方向性と同じ	2件
C 意見の趣旨に沿って制度を推進する	0件
D 今後の取組の参考とする	0件
E 意見として伺う	9件
F 質問に回答する	10件
G その他	0件
合計	21件

（5）パブリック・コメントにおける意見の要旨及び区の考え方

資料3のとおり

2 素案からの主な変更点

なし

3 今後のスケジュール（予定）

令和7年11月12日（水）	環境建設委員会への報告
令和8年 2月	第1回定例会へ条例（案）を議案として提出
3月	条例の公布
4月1日	条例の施行
10月1日	共同住宅、事務所の適用開始

駐輪場の附置義務制度の見直し素案について【概要版】

1 附置義務制度の見直しの目的	2 附置義務制度の見直しの概要
<p>区では、放置自転車対策として、新宿区自転車等の適正利用の推進及び自転車等駐輪場の整備に関する条例（以下「条例」という。）により、商業施設等の駐輪需要を生じさせている施設の設置者に対して、駐輪場の設置を義務付ける制度（以下「附置義務制度」という。）を設けています。</p> <p>しかし、附置義務制度によって設けられた駐輪場（以下「附置義務駐輪場」という。）が有効に機能していない状況や対象外の共同住宅等の前に放置自転車が見られるなどの課題があったことから、本制度について、より区の実態に適合した制度とするため、制度の見直しに必要となる条例の一部を改正します。</p>	<p>以下の改正により、使われやすい附置義務駐輪場を増やすことで、放置自転車対策を促進します。</p> <p>①現行の指定用途に関する見直し</p> <p>現行の指定用途については、整備台数基準が新宿区の実態と乖離していることから、実態に適合するように見直します。</p> <p>②対象となる指定用途の追加</p> <p>現行の制度では対象となっていない、ワンルーム形式規模を超える共同住宅や事務所系建物の前に放置自転車が多くみられることから、これらの建物を新たに対象にします。</p> <p>③管理に関する届出等の追加</p> <p>新たに附置義務駐輪場の管理者・管理方法の届出と案内板の設置を義務づけ、附置義務駐輪場の管理体制の強化と利用者の利便性の向上を図ります。</p> <p>④地域特性を踏まえた新たな制度の導入</p> <p>地域のまちづくりの方針により歩行者を優先させたい地域等では、条例に定める一律の基準によらず地域特性に応じた駐輪場の配置や附置義務基準の設定等ができるような規程を導入します。</p>

見直し項目	現在の基準			見直し後の基準		
①現行の指定用途に関する見直し	対象となる施設用途	対象となる施設規模	自転車等駐輪場の規模（原単位）	対象となる施設の用途	対象となる施設規模	自転車等駐輪場の規模（原単位）
	(1) 遊技場	床面積の合計が300m ² を超えるもの	15m ² ごとに1台 (5000m ² を超える部分は30m ² ごとに1台)	(1) 遊技場	床面積の合計が300m ² を超えるもの	70m ² ごとに1台 (大規模遞減なし)
	(2) 百貨店、スーパー、マーケットその他の小売店及び飲食店	床面積の合計が400m ² を超えるもの	20m ² ごとに1台 (1200m ² を超える部分は60m ² ごとに1台) 5000m ² を超える部分は120m ² ごとに1台)	(2) スーパーマーケット	床面積の合計が400m ² を超えるもの	20m ² ごとに1台 (1500m²を超える部分は60m²ごとに1台) 5000m²を超える部分は120m²ごとに1台)
	(3) 金融機関	床面積の合計が500m ² を超えるもの	25m ² ごとに1台 (5000m ² を超える部分は50m ² ごとに1台)	(5) 金融機関	床面積の合計が500m ² を超えるもの	40m ² ごとに1台 (大規模遞減なし)
	(4) 健康増進施設	床面積の合計が500m ² を超えるもの	25m ² ごとに1台 (大規模遞減なし)	(6) 健康増進施設	床面積の合計が500m ² を超えるもの	400m ² ごとに1台 (大規模遞減なし)
	(5) 学習、教養施設	床面積の合計が300m ² を超えるもの	15m ² ごとに1台 (大規模遞減なし)	(7) 学習、教養施設	床面積の合計が300m ² を超えるもの	15m ² ごとに1台 (600m²を超える部分は、300m²ごとに1台) 500m²を超える部分は、240m²ごとに1台)
	混合用途施設	上記(1)～(5)の用途ごとに、対象となる施設規模以下の場合でも、上記の原単位で計算し、合計20台以上となった場合が対象		混合用途施設	上記(1)～(7)の用途ごとに、対象となる施設規模以下の場合でも、上記の原単位で計算し、合計20台以上となった場合が対象	
②対象となる指定用途の追加	共同住宅	なし (※参考：専用面積30m ² 未満の住戸が10戸以上のワンルームマンションに対しては、新宿区ワンルームマンション等の建築及び管理に関する条例にて駐輪場設置の努力義務あり)		共同住宅	一区画の専用面積が30m ² 以上の住戸の総数が10戸以上	一区画の専用面積が30m ² 以上の住戸1戸ごとに1台
	事務所	なし		事務所	床面積の合計が3000m ² を超えるもの	最低10台設置 3000m²を超える部分は1000m²ごとに1台
③管理に関する届出等の追加	管理者の届出	なし		管理者の届出	設置届、変更届、完了届に管理者を記載	
	管理方法の届出	なし		管理方法の届出	届出時に管理方法の書類を提出	
	案内板の設置	なし		案内板の設置	案内板の設置を義務付け	
④地域特性を踏まえた新たな制度の導入	規定	なし		規定	地域のまちづくりの方針により歩行者を優先させたい地域等では、条例に定める一律の基準によらず地域特性に応じた駐輪場の配置や附置義務基準の設定等ができるような規程を導入する	

駐輪場の附置義務制度の見直し素案について

1 駐輪場の附置義務制度見直しの目的

区では、放置自転車対策として、新宿区自転車等の適正利用の推進及び自転車等駐輪場の整備に関する条例（以下「条例」とします。）により、商業施設等の駐輪需要を生じさせている施設の設置者に対し、駐輪場の設置を義務付ける制度（以下「附置義務制度」とします。）を設けています。

しかし、附置義務制度によって設けられた駐輪場（以下「附置義務駐輪場」とします。）が有効に機能していない状況や対象外の共同住宅等の前に放置自転車が見られるなどの課題があったことから、本制度について、より区の実態に適合した制度とするため、制度の見直しに必要となる条例の一部を改正します。

2 今回の見直しのねらい

以下の改正により、使われやすい附置義務駐輪場を増やすことで、放置自転車対策を促進します。

①現行の指定用途に関する見直し

現行の指定用途については、整備台数基準が新宿区の実態と乖離していることから、実態に適合するように見直します。

②対象となる指定用途の追加

現行の制度では対象となっていない、ワンルーム形式規模を超える共同住宅や事務所系建物の前に放置自転車が多くみられることから、これらの建物を新たに対象にします。

③管理に関する届出等の追加

新たに附置義務駐輪場の管理者・管理方法の届出と案内板の設置を義務づけ、附置義務駐輪場の管理体制の強化と利用者の利便性の向上を図ります。

④地域特性を踏まえた新たな制度導入

地域のまちづくりの方針により歩行者を優先させたい地域等では、条例に定める一律の基準によらず地域特性に応じた駐輪場の配置や附置義務基準の設定等ができるような規程を導入します。

3 検討の経緯

見直し素案については、令和6年度に実態調査を実施し、新宿区自転車等駐輪対策協議会（以下「駐輪対策協議会」とします。）での議論を経てとりまとめました。

- 令和6年 6月 第1回駐輪対策協議会（附置義務制度の概要、課題、実態調査計画の確認）
7月 実態調査を実施
9月 第2回駐輪対策協議会（実態調査結果（速報）報告、見直しの方向性の確認）
12月 第3回駐輪対策協議会（実態調査・分析結果のまとめ、見直しの内容の提示）
令和7年 3月 第4回駐輪対策協議会（見直し素案の確認）

4 附置義務制度の概要（現行制度）

以下に示す都市計画法第8条第1項第1号に規定する区域（以下「指定区域」とします。）において、下の表の指定用途に供する施設で、一定の規模を超える施設を新築又は増築等する場合は、下の表の自転車等駐輪場の規模（以下「原単位」とします。）により算定した規模の駐輪場を、当該施設若しくはその敷地内又は当該施設から250m以内に設置しなければなりません。

[指定区域：商業地域、近隣商業地域、第2種住居地域、準工業地域]

指定用途（施設の用途）	左の施設の規模	自転車等駐輪場の規模
遊技場	床面積の合計が300m ² を超えるもの	床面積15m ² ごとに1台 (床面積が5000m ² を超える部分は30m ² ごとに1台)
百貨店、スーパー、マーケット その他の小売店及び飲食店	床面積の合計が400m ² を超えるもの	床面積20m ² ごとに1台 (床面積が1200m ² を超える部分は60m ² ごとに1台) (床面積が5000m ² を超える部分は120m ² ごとに1台)
銀行その他の金融機関	床面積の合計が500m ² を超えるもの	床面積25m ² ごとに1台 (床面積が5000m ² を超える部分は50m ² ごとに1台)
スポーツ、体育その他の健康の増進を目的とする施設	床面積の合計が500m ² を超えるもの	床面積25m ² ごとに1台
学習、教養、趣味等の教授を目的とする施設	床面積の合計が300m ² を超えるもの	床面積15m ² ごとに1台

5 新宿区内の駐輪に関する実態について

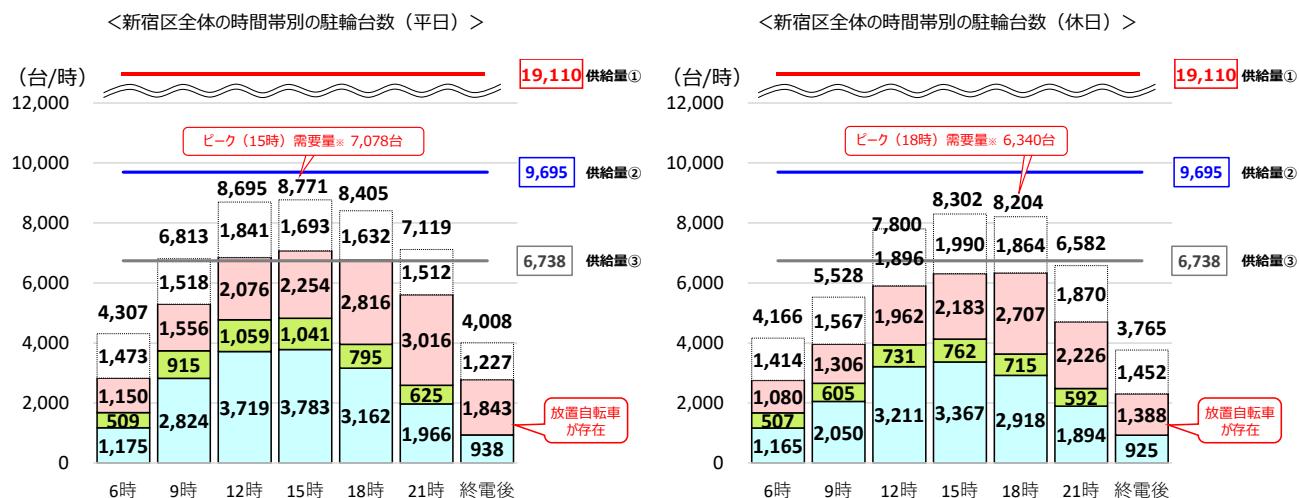
附置義務制度の見直しを検討するにあたり、新宿区内の駐輪実態を把握するため、区内の6エリアを対象に、実態調査を行いました。

実態調査の概要	
対象エリア	新宿駅周辺、新大久保駅周辺、高田馬場駅周辺、早稲田駅周辺、飯田橋駅周辺、四ツ谷駅周辺
調査時期	令和6年7月9日（火）、7月11日（木）、7月21日（日）
調査種別・内容	<p>①駐輪台数調査 公共駐輪場、附置義務駐輪場、路上放置自転車を対象に、平日休日各1日ずつ、6時～21時までの間の駐輪台数を把握しました。（公共駐輪場と路上放置自転車は終電後も実施）</p> <p>②自転車利用者へのアンケート調査（回答数 平日491票、休日472票）</p> <p>駐輪台数調査時に自転車へwebアンケート調査票を配布し、利用目的・利用後の目的地など、附置義務を検討するにあたり必要となる利用者の特性を把握しました。</p>

（1）駐輪台数調査結果について

- ・公共駐輪場利用台数、附置義務駐輪場利用台数、放置自転車の台数の合計を駐輪需要量とし、公共駐輪場と附置義務駐輪場の整備台数の合計を供給量としてみた場合、新宿区全体での需給バランスは、平日・休日とも需要を供給が上回っています。

＜新宿区全体の需要と供給のバランス＞



凡例

＜需要量＞

- 施設内駐輪需要量
- 放置自転車需要量
- 附置義務駐輪場需要量
- 公共駐輪場需要量

＜供給量＞

- 供給量①（公共駐輪場 + 附置義務（届出全数）の収容台数）
- 供給量②（公共駐輪場 + 附置義務（機能している分）の収容台数）
- 供給量③（公共駐輪場の収容台数）

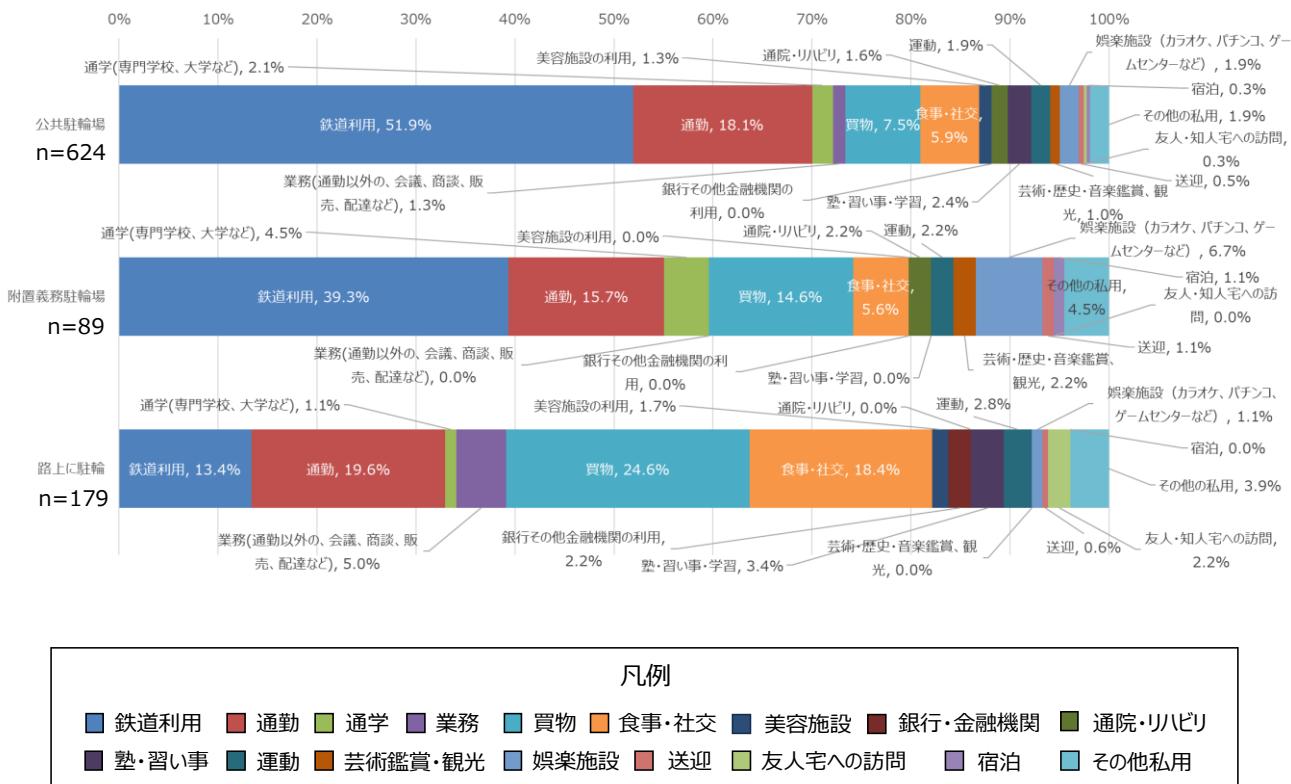
※放置自転車：公道上に駐輪していて、利用者が自転車から離れている自転車のこと
※施設内駐輪：住宅の庭やマンション等の施設の敷地内に駐輪している自転車のこと、駐輪場を確保すべき需要量とは見なしていない。

※需要量
放置自転車・公共駐輪場・
附置義務駐輪場の駐輪台数

(2) 自転車利用者へのアンケート調査結果について

- ・駐輪場ごとの、利用者の駐輪後の目的地は、鉄道利用・通勤利用の割合が高くなっています。
- ・附置義務駐輪場でも、鉄道利用や通勤利用が駐輪している状況が見られます。

<駐輪場ごとの、駐輪後の目的地>



(3) 附置義務駐輪場の利用状況について

- ・附置義務駐輪場の実態について、届出されている箇所に対して運用が確認できた箇所は約3割で、確認できた整備台数は約5割です。
- ・実態調査を行った駐輪場の平均利用割合は、平日約36%、休日約24%でした。

<附置義務駐輪場の状況>



6 制度の見直し素案

(1) 現行の指定用途に関する見直し

各指定用途の原単位が、実際の需要と合致しておらず、附置義務駐輪場の台数が過剰になっているケースが確認されたため、調査の結果を踏まえて、現行の指定用途の原単位を見直します。

【見直し内容】

- ①現行の指定用途のうち「百貨店、スーパーマーケットその他の小売店及び飲食店」については店舗の種別によって需要が異なるため、「スーパーマーケット」、「スーパーマーケット以外の小売店」、「飲食店」の3つに細分化します。
- ②各指定用途の原単位について、実態調査の結果から、現行の基準と比較して緩和する方向で見直します。

現在の基準			見直し（素案）		
指定用途 (施設の用途)	左の施設の規模 (対象規模)	自転車等駐輪場の規模 (原単位)	指定用途 (施設の用途)	左の施設の規模 (対象規模)	自転車等駐輪場の規模 原単位
遊技場	床面積の合計が 300m ² を超えるもの	床面積15m ² ごとに1台 (床面積が5000m ² を超える部分は 30m ² ごとに1台)	遊技場	床面積の合計が 300m ² を超えるもの	床面積70m ² ごとに1台 (大規模廃減なし)
百貨店、スーパーマーケット その他の小売店及び飲食店	床面積の合計が 400m ² を超えるもの	床面積20m ² ごとに1台 (床面積が1200m ² を超える部分は 60m ² ごとに1台) (床面積が5000m ² を超える部分は 120m ² ごとに1台)	スーパーマーケット	床面積の合計が 400m ² を超えるもの	床面積20m ² ごとに1台 (床面積が1500m ² を超える部分は 60m ² ごとに1台) (床面積が5000m ² を超える部分は 120m ² ごとに1台)
			スーパーマーケット以外の 小売店	床面積の合計が 400m ² を超えるもの	床面積100m ² ごとに1台 (床面積が1500m ² を超える部分は 300m ² ごとに1台) (床面積が5000m ² を超える部分は 600m ² ごとに1台)
			飲食店	床面積の合計が 400m ² を超えるもの	床面積40m ² ごとに1台 (床面積が1500m ² を超える部分は 120m ² ごとに1台) (床面積が5000m ² を超える部分は 240m ² ごとに1台)
銀行その他の金融機関	床面積の合計が 500m ² を超えるもの	床面積25m ² ごとに1台 (床面積が5000m ² を超える部分は 50m ² ごとに1台)	銀行その他の金融機関	床面積の合計が 500m ² を超えるもの	床面積40m ² ごとに1台 (大規模廃減なし)
スポーツ、体育その他の 健康の増進を目的とする施設	床面積の合計が 500m ² を超えるもの	床面積25m ² ごとに1台 (大規模廃減なし)	スポーツ、体育その他の 健康の増進を目的とする施設	床面積の合計が 500m ² を超えるもの	床面積400m ² ごとに1台 (大規模廃減なし)
学習、教養、趣味等の教授を 目的とする施設	床面積の合計が 300m ² を超えるもの	床面積15m ² ごとに1台 (大規模廃減なし)	学習、教養、趣味等の教授を 目的とする施設	床面積の合計が 300m ² を超えるもの	床面積15m ² ごとに1台 (床面積が600m ² を超える部分は 300m ² ごとに1台)

※スーパーマーケットとは、日用品及び食料品を対象にセルフサービス方式により小売業を営むものとします。

※2以上の指定用途に供する施設（以下「混合用途施設」とします。）については、現行の制度と同じく、それぞれの指定用途では対象規模以下だった場合でも、当該用途ごとの原単位で算出した台数の合計が20台以上の場合に届出の対象とします。

※附置義務届出がされている既存の施設については、現行の対象用途について、見直し前の設置台数より見直し後の必要台数が少なくなる場合は、見直し後の台数とすることとします。
なお、届出の方法等については、今後、決定します。

(2) 対象となる指定用途の追加

共同住宅（ワンルーム形式規模を超える）や事務所施設の利用者など、現行の附置義務の対象外用途の施設に起因すると推測される駐輪需要が確認されたため、調査の結果を踏まえて対象となる用途を追加します。

【見直し内容】

①実態調査の結果などから、共同住宅の前に放置自転車が多く散見されることから、共同住宅を対象用途に追加します。

また、ワンルーム形式の共同住宅等については、既に「新宿区ワンルームマンション等の建築及び管理に関する条例」による自転車等駐輪場の設置義務があることから、本制度では、ワンルーム形式規模を超える共同住宅を対象とします。

見直し（素案）		
指定用途 (施設の用途)	左の施設の規模 (対象規模)	自転車等駐輪場の規模 原単位
共同住宅	一区画の専用面積が 30m ² 以上の住戸の 総数が10戸以上	一区画の専用面積が30m ² 以上の住戸 1戸ごとに1台

②実態調査の結果などから、事務所施設の駐輪需要があることから、事務所を対象用途に追加します。

また、施設の対象規模については、新宿区内の1棟あたりの事務所面積の平均値を参考に、3000 m²を超えるものとします。

見直し（素案）		
指定用途 (施設の用途)	左の施設の規模 (対象規模)	自転車等駐輪場の規模 原単位
事務所	床面積の合計が 3000m ² を超えるもの	最低10台設置。 3000m ² を超える部分は、1000m ² ごと に1台

※共同住宅、事務所については、基準日（改正後の条例施行日）以降に着工する施設を対象とします。

※共同住宅、事務所については、混合用途施設の対象には含みません。

(3) 管理に関する届出等の追加

附置義務駐輪場の管理方法や場所がわからないことが多く、利用者にとって利用しづらいケースが確認されたため、駐輪場の管理に関する届出内容等を追加します。

【見直し内容】

①届出内容に管理者の届出を追加

設置・変更届、完了届の様式に管理者欄を設け、届出時に管理者を確認できるようにします。

②届出内容に管理方法の届出を追加

届出の添付書類に、附置義務駐輪場の管理方法を記載した書類を追加し、管理方法を確認できるようになります。

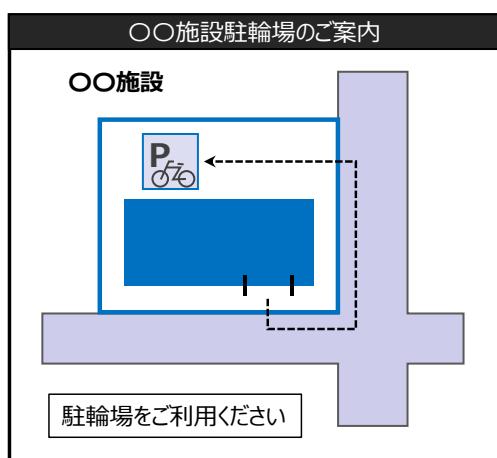
③案内看板の設置を義務付け

利用者が附置義務駐輪場を容易に利用できるよう、以下の位置及び利用方法の現地表示を義務付けます。

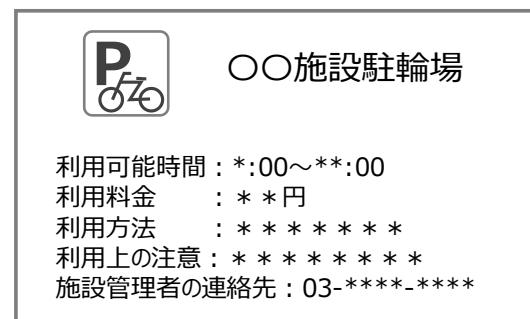
ア) 建物の出入口その他利用者の見やすい場所に、附置義務駐輪場の位置と附置義務駐輪場までの経路を記載した表示板を設置

イ) 附置義務駐輪場に、所有者又は管理者の連絡先、駐輪場の利用可能時間、駐輪方法やその他の利用方法を記載した表示板を設置

■ ア) のイメージ



■ イ) のイメージ



(4) 地域特性を踏まえた新たな制度の導入

地域のまちづくりの方針により歩行者を優先させたい地域等では、条例に定める一律の基準によらず地域特性に応じた駐輪場の配置や附置義務基準の設定等ができるような規程を導入します。

駐輪場の附置義務制度の見直し素案に関する
パブリック・コメントにおける意見要旨と区の考え方

令和 7 年 1 月

新宿区

1 パブリック・コメントの実施結果 概要

(1) パブリック・コメントの実施期間

令和7年7月5日（土）から令和7年8月5日（火）

(2) 意見提出数及び提出方法

意見提出者 4名・団体

ホームページ	4名・団体
持参	0名・団体
ファックス	0名・団体
郵送	0名・団体

(3) 意見数及び意見の反映等

意見数 21件

	意見項目の内訳	件数	該当 No.
1	「駐輪場の附置義務制度見直しの目的」に関する意見	1件	No.1
2	「新宿区内の駐輪に関する実態について」に関する意見	6件	No.2~7
3	「対象となる指定用途の追加」に関する意見	2件	No.8,9
4	「管理に関する届出等の追加」に関する意見	2件	No.10,11
5	その他の意見	10件	No.12~21

意見の反映等

- A 意見の趣旨を反映する、意見を踏まえて修正する 0件
 - B 意見の趣旨は区の方向性と同じ 2件
 - C 意見の趣旨に沿って制度を推進する 0件
 - D 今後の取組の参考とする 0件
 - E 意見として伺う 9件
 - F 質問に回答する 10件
 - G その他 0件
- 合計 21件

2 パブリック・コメントにおける意見要旨と区の考え方

令和7年7月5日（土）から8月5日（火）にかけて実施した駐輪場の附置義務制度の見直し素案に関するパブリック・コメントにおける意見要旨及び区の考え方をまとめたものです。

【意見提出者数及び意見数】

意見提出者数 4名・団体

意見数 21件

<記載内容は、以下の項目を設け整理しています>

項目	説明
【意見項目】	頂いたご意見の内容が、どの項目に該当しているかを示しています。
【意見要旨】	基本的に原文を記載していますが、誤字脱字の修正及び文章の要約を行っています。
【区の考え方】	頂いたご意見について、区の考え方を示しています。 素案への反映等については、A～Gで示しています。 A～Gの分類については、パブリック・コメントの実施結果概要（P1）をご確認ください。 また、区に対する質問については、回答を記述しています。

駐輪場の附置義務制度の見直し素案に関するパブリック・コメントにおける意見要旨と区の考え方

No.	意見項目	意見要旨	対応	区の考え方
1	駐輪場の附置義務制度見直しの目的	「駐輪場の附置義務制度を見直す」という方向性は大変結構である。むしろ他の自治体と比較しても遅すぎた。まだまだ実態、実情との乖離が見られ更に見直しは重ねて必要である。そもそも条例そのものに瑕疵があるのではないか。①「指定用途」対象範囲が少な過ぎる。②全国一律的な「施設規模」、「原単位」をそのまま導入した。③立地特性考慮無し。特に大商圈の繁華街、小規模ビルへの無理な適応。等々。「放置自転車を無くす」という最終ゴールを目指すなら、新規建築物への附置義務制度の導入同等に、公共駐輪場の維持、整備、增设はもとより、コミュニティーサイクルの導入強化、鉄道事業者、既存該当施設への附置提案等も含め自転車ユーザーの駐輪ニーズにも合わせたエアロのごとより「停め易い」駐輪場の整備が必要であると思う。一つの施策をアップデートしていくことは大変な仕事と思うが、「よき先例」と思われるような先進的な見直し、改正を成し遂げてください。期待しています。	B	ご意見の趣旨は、区の方向性と同じです。 現行の指定用途の整備台数基準が新宿区の実態と乖離していることなどから、本見直しでは、4つの項目（現行の指定用途に関する見直し、対象となる指定用途の追加、管理に関する届出等の追加、地域特性を踏まえた新たな制度の導入）の見直しを行います。 また、エリアごとの駐輪場の整備については、地域の状況等をみながり検討等を行ってまいります。 なお、条例改正後においても、その効果について実態をふまえて検証してまいります。
2	新宿区内の駐輪に関する実態について	素案P3に6エリアの実態調査箇所が示されている。 説明資料「駐輪場の附置義務制度の見直し素案について」には、6エリアの境界、エリア内に含まれる駅を示した図面が添付されていませんので、各エリア内のどこまでの駐輪場と駅が調査対象に含まれているか確認できず、説明資料の妥当性の検証が困難です。よって、最終説明資料には、実態調査内容と結果について詳細に提示下さい。	E	ご意見として伺います。 実態調査の範囲等詳細については、新宿区自転車等駐輪対策協議会（以下「協議会」という。）で示しており、協議会の資料は区ホームページで公開しています。
3	新宿区内の駐輪に関する実態について	素案P4の附置義務駐輪場の利用実態について、「届出されている箇所に対して運用が確認できた箇所は約3割で、確認できた整備台数は約5割です。」と記されています。記載内容等について確認します。 「届出された箇所」とは、附置義務駐輪場の設置者が申請届出された駐輪場との意味ですか。「届け出された」の意味の定義を明らかにして下さい。	F	ご質問に回答します。 附置義務駐輪場の設置者から届出のあった施設のことです。
4	新宿区内の駐輪に関する実態について	素案P4の附置義務駐輪場の利用実態について、「届出されている箇所に対して運用が確認できた箇所は約3割で、確認できた整備台数は約5割です。」と記されています。 「運用が確認」とは、下記のいずれに該当する確認ですか。 1) 申請届出された附置義務駐輪場が撤去されている事が確認 2) 申請届出時の附置義務台数が設置されていない事が確認 3) 上記の2ケースの何れかを確認	F	ご質問に回答します。 現地で運用が確認できた駐輪場という意味で記載しており、届出されている附置義務駐輪場が撤去された、または、台数が設置されていないという意味ではありません。
5	新宿区内の駐輪に関する実態について	素案P4の附置義務駐輪場の利用実態について、「届出されている箇所に対して運用が確認できた箇所は約3割で、確認できた整備台数は約5割です。」と記されています。素案P3の附置義務（機能している分）と記載されている。また、令和6年度第2回自転車等駐輪対策協議会資料4のP7記載の「現地確認できた附置義務駐輪場台数」と記載されています。これらは、「運用が確認できた箇所」と同義語ですか。	F	ご質問に回答します。 運用が確認できた箇所と同義です。 なお、第2回新宿区自転車等駐輪対策協議会（以下、「協議会」という。）での資料は実態調査の速報としてまとめていたため、第2回協議会開催後に資料を精査し、第2回協議会資料から供給量の数字は修正しています。
6	新宿区内の駐輪に関する実態について	素案P4の附置義務駐輪場の利用実態について、「届出されている箇所に対して運用が確認できた箇所は約3割で、確認できた整備台数は約5割です。」と記されています。 運用が確認できなかった箇所の「変更届出書」（様式6）は、提出されていますか、教示下さい。	F	ご質問に回答します。 申請内容に変更があった場合は、変更届が提出されています。
7	新宿区内の駐輪に関する実態について	素案P4の附置義務駐輪場の利用実態について、「届出されている箇所に対して運用が確認できた箇所は約3割で、確認できた整備台数は約5割です。」と記されています。 運用が確認できなかった箇所の「変更届出書」（様式6）が、無提出の場合の今後の対応について教示下さい。	F	ご質問に回答します。 届出内容と変更されていることが確認された場合は、変更届の提出を求めます。
8	対象となる指定用途の追加	「駐輪場の附置義務制度の見直し素案について」のP6に「新宿区ワンルームマンション等の建築及び管理に関する条例」と記されているが、これは今後改訂される「ワンルームマンション等の建築及び管理に関する条例等の対象拡大」の事を踏まえての記述か、教示下さい。	F	ご質問に回答します。 駐輪場の附置義務制度で新たに対象となる共同住宅は、一区画の専有面積が30m ² 以上の住戸の総数が10戸以上のものとしています。このような共同住宅の中には、専有面積30m ² 未満のワンルーム形式の住戸が混在する場合も想定されることから、「新宿区ワンルームマンション等の建築及び管理に関する条例」の改正内容も含め、整合を図りながら進めています。
9	対象となる指定用途の追加	東京都の自転車保有率は、39.4%（2014年調査）程度との調査結果もあり、シェアサイクルの普及などの社会背景もある為、住宅の駐輪付置義務台数について再検討いただきたい。（例えば、ワンルーム30'40m ² は0.5台/戸等）	E	ご意見として伺います。 本見直しでは、いわゆるワンルーム形式規模を超える共同住宅を対象としており、1戸あたり2台以上所有する場合なども想定されることから、最低限の台数として1戸あたり1台を設定しています。
10	管理に関する届出等の追加について	管理に関する届出について、マンション管理組合を管理者とした場合、毎年理事長が変更になるケースがある。変更届はその都度出す必要のないように配慮してほしい。	E	ご意見として伺います。 駐輪場の管理者を把握するため、管理者が変更される場合は、原則、変更届の提出が必要です。 なお、個別のケースについてはご相談ください。
11	管理に関する届出等の追加について	管理に関する届出について、共同住宅について、防犯上の懸念もあり案内看板は努力義務へ検討してほしい。	B	ご意見の趣旨は、区の方向性と同じです。 共同住宅に関しては、その居住者が利用する駐輪場であることから、案内看板の設置は義務としない方向です。 なお、来訪者用の駐輪場を設ける場合は、ご相談ください。
12	その他	説明資料「駐輪場の附置義務制度の見直し素案について」の冊子の内容は、今後改訂される駐輪場の附置義務制度根拠資料となると認識しますので、駐輪場の附置義務制度の見直し最終案公表時には、自転車等駐輪対策協議会への提出資料を含めた内容の冊子を作成されることを希望します。	E	ご意見として伺います。 本素案は駐輪対策協議会での議論を経てとりまとめたり、駐輪対策協議会の資料については区ホームページで公開しています。

No.	意見項目	意見要旨	対応	区の考え方
13	その他	令和6年度第1回自転車等駐輪対策協議会資料3に6エリアの実態調査箇所(案)が報告されているものの、協議会の決定事項として「実態調査計画案について共有した」と記されているのみであり、協議会が実態調査箇所(案)の承認を確認する事が出来ません。落合地区を除く6エリアを対象とする事、各エリアの境界、エリア内に含まれる駅について、協議会の決定を受けられたか確認します。 実態調査において、落合地区を除く6エリアを対象とする事、各エリアの境界、エリア内に含まれる駅の選定は、自転車等の適正利用の推進及び自転車等駐輪場の整備に関する条例第29、30条に規定する重要な事項と認識します。協議会の最終承認が確認できないのは、条例に反していませんか。	F	ご質問に回答します。 令和6年度新宿区自転車等駐輪対策協議会第1回において実態調査計画案について説明し、実態調査を行うことの了承を得ています。
14	その他	新宿区自転車等の利用と駐輪対策に関する総合計画（令和4年度改定）P8の「区内鉄道駅の駐輪場の需要と供給のバランス」及びP10の「駅別の放置自転車台数」において、落合駅・中井駅は放置自転車の多い駅（区内駅の順位11位、15位）であり、中井駅は駐輪場の需要の多い駅となっています（区内駅の3位）。落合地区的中井駅を中心としたエリア選定されなかった事由を教示下さい。	F	ご質問に回答します。 附置義務駐輪場、公共駐輪場、放置自転車が多い駅周辺のエリアを選定しました。今回の調査では、附置義務制度の見直しを目的としており、中井駅周辺には附置義務駐輪場がないため候補としておりません。
15	その他	マンション等まちづくり方針がR7年3月に策定されています。当方針において、下記2点について令和8年度を目標に改訂される予定となっています。 ・区内の幹線道路沿いに線的に指定されていると共に、早稲田鶴巻町・荒木町周辺、四ツ谷三栄町周辺においては面的に指定されている中高層住居専用地域が廃止され、特別用途指定への変更の計画となっています。 ・ワンルームマンション等の建築及び管理に関する条例等の対象拡大 今後の中高層住居専用地域が廃止に伴い、今回公表の「駐輪場の附置義務制度の見直し素案」の変更が生じないか、教示下さい。	F	ご質問に回答します。 マンション等まちづくり方針では、第一種中高層住居専用地域又は第二種中高層住居専用地域等の用途地域の見直しではなく、中高層階住居専用地域の見直しと新たな特別用途地区的指定などについて検討することとされています。 そのため、駐輪場の附置義務制度の見直し素案の内容に変更は生じません。
16	その他	マンション等まちづくり方針策定により、本計画の「原単位」の設定に変更が生じないか、教示下さい。	F	ご質問に回答します。 本見直しにおいては、現状の附置義務駐輪場の利用実態や、放置自転車の状況を踏まえた原単位の設定としているため、マンション等まちづくり方針策定により、原単位の設定に変更は生じません。
17	その他	都市開発諸制度の各基準等の改定・施行及び経過措置について（R7年7月）公表されている。 ①都市開発諸制度の各基準等の改定・施行及び経過措置について（R7年7月）と整合を図った「駐輪場の附置義務制度の見直し最終案」の作成を願います。 ②今後、都市開発諸制度における住宅供給促進型の見直し（抑制）が行われますので、これを踏まえた「駐輪場の附置義務制度の見直し最終案」の策定を願います。	E	ご意見として伺います。 「都市開発諸制度の各基準等の改定・施行及び経過措置について（令和7年7月）」の内容は本見直しの内容に直接影響はありません。
18	その他	既設建物の駐輪場改修について、本制度に伴い設置台数を変更し、青空駐輪場を屋根付きの建屋駐輪場へ改修する場合、固定資産税等の優遇を検討していただきたい。	E	ご意見として伺います。 本制度では屋根付き駐輪場の整備は要件としてはおらず、屋根の設置は任意です。
19	その他	新宿区は狭い敷地も多く、駐輪スペースの確保が難しいことも考えられる為、対象敷地面積の設定を検討いただきたい。（例えば、敷地面積500m ² 以上を対象とする等）	E	ご意見として伺います。 駐輪場の設置階は地上階に限定していないことや、自敷地内に駐輪スペースを設けることが難しい場合には、いわゆる隔地により確保することができるため、対象敷地面積の設定は考えていません。
20	その他	250mの範囲に同一開発の中で、ループ等、シェアサイクル整備の場合には、隔地確保同等の整備と判断して頂きたい。	E	ご意見として伺います。 現状で、シェアサイクルのポートがその施設利用者以外による返還場所として利用されるなど、附置義務以外の利用も考えられるため、同等との判断はできません。
21	その他	再開発事業において三つの地区に分かれているが、地区によっては狭い敷地になる。条例改正によって駐輪スペースを確保すると、権利者の床面積を十分に確保できず、事業継続が困難になることが考えられる。事業認可された再開発事業においては、この限りでない等の特例基準(但し書き)を検討頂きたい。	E	ご意見として伺います。 本見直しでは、新宿区内の駐輪実態に合わせて見直しを行うものです。また自敷地内に駐輪スペースを設けることが難しい場合には、いわゆる隔地により確保することができるため、ご意見の特例の検討は考えていません。